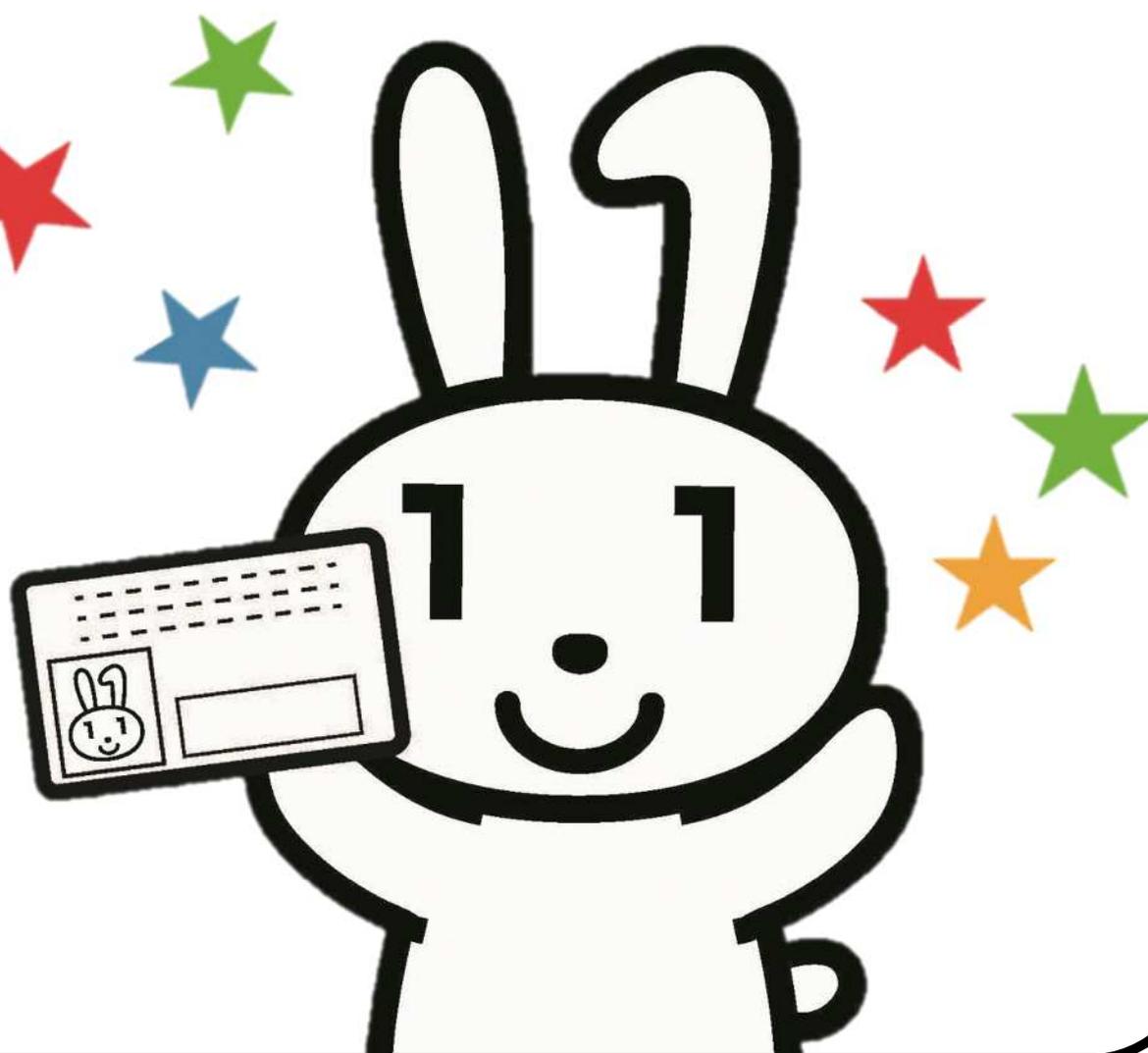


山形市  
マイナンバーカード  
利用のご案内  
【保存版】



## 目次

---

1	マイナンバーカードとは	P1
2	マイナンバーカードの安全性	P2
3	有効期限	P3
4	更新手続き	P4
5	電子証明書とは	P5
6	アプリケーション及び暗証番号について	P7
7	マイナンバーカードを紛失したとき	P9
8	再発行手続き	P10
9	マイナンバーカードの取扱い上の注意事項	P11
10	その他の機能	P12
11	お問い合わせ	P14



# 1 マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続きのオンライン申請、各種民間のオンライン取引などで利用できます。

## 〈おもて面〉



表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真のほか、カード本体の有効期限、電子証明書の有効期限の記載欄、臓器提供意思表示欄が記載されています。

氏名・住所等に変更があった場合は、カードの追記欄に新しい情報を記載します。

## 〈うら面〉



裏面には、マイナンバー（個人番号）、氏名、生年月日が記載されています。また、ICチップには電子証明書が搭載されています。QRコードには、自分のマイナンバーが記録されています。取扱いには十分ご注意ください。

マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は重要な個人情報ですので、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続き等の場面に限り提示するようにしてください。



## 2 マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードの券面やICチップには、安全に利用ができるよう様々な技術が施されています。

### ICチップ

マイナンバーカードのICチップ内には必要最低限の情報のみが記録され、税・年金・医療等のプライバシー性の高い情報は記録されません。

### 暗証番号

アプリケーション毎に異なる暗証番号を設定して情報を保護し、また暗証番号の入力を一定回数以上間違えるとカードがロックされる仕組みとなっています。

### セキュリティ加工

見る角度によって色が2色に変化して見えるインキを使用、顔写真の表示に特殊な加工、文字をレーザーによって印字するなど券面の偽造を困難にしています。

### 不正読取りの防止

ICチップに記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れ、情報を読み出せなくなる仕組みになっています。



### 3 有効期限

マイナンバーカードには2つの有効期限があります。

- ・マイナンバーカード本体の有効期限
- ・マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限

有効期限はそれぞれ次の通りです。

	カード発行時に 18歳以上	カード発行時に 18歳未満
マイナンバーカード 本体	カード発行から 10回目の誕生日まで	カード発行から 5回目の誕生日まで
電子証明書	カード発行から5回目の誕生日まで	

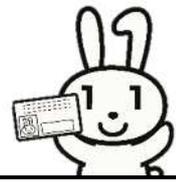
※2022年（令和4年）3月31日までに、交付申請された20歳未満の方のマイナンバーカード本体の有効期限はカード発行から5回目の誕生日までです。

#### 【永住者、高度専門職第2号以外の中長期在留者の方】

マイナンバーカード本体	カード発行日時点の 在留期間満了日まで
電子証明書	

※外国人住民のうち、永住者、高度専門職第2号および特別永住者については、マイナンバーカードの有効期間は、日本人の場合と同様になります。

## 4 更新手続き



マイナンバーカード本体及び電子証明書は、それぞれ更新手続きが必要です。有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、有効期限をお知らせする「有効期限通知書」がご自宅に送付されます。

### マイナンバーカード本体の場合

有効期限通知書に同封の「マイナンバーカード交付申請書」を使用して新しいマイナンバーカードの申請をします。郵送やオンラインでの申請が可能です。

郵送等で申請をしてから約1か月後にお住いの市区町村から、「交付通知書（郵便はがき）」が郵送されます。交付通知書が届いたら、窓口に来庁して受取りが必要です。

※山形市の場合、受取りに予約が必要です。

### 電子証明書の場合

窓口に来庁してのお手続きが必要です。有効期限通知書がご自宅に届かない場合でも、有効期限の3か月未満になった日から更新手続きが可能です。

※山形市の場合、電子証明書の更新は予約不要です。

### 有効期限が切れた場合

マイナンバーカード本体及び電子証明書の有効期限が切れると、本人確認書類としての利用、マイナ保険証やマイナポータルの各種サービス等がご利用できなくなります。



## 5 電子証明書とは



電子証明書はオンラインで申請、届出といった行政手続やインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられます。

マイナンバーカードには2種類の電子証明書が搭載されており、それぞれ暗証番号の設定が必要です。

### 署名用電子証明書（英数字混在6～16ケタ）

※15歳未満の方及び成年被後見人の方には原則発行されません。

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

#### 【使用例】

- e-Tax 等の税申告
- マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）
- オンラインでの転出の手続き
- オンラインでのパスポート（旅券）申請

※詳細については、各手続の申請先にご確認ください。



### ⚠ 住所や氏名が変更した場合

引っ越しや婚姻などにより氏名、住所に変更が生じた場合、署名用電子証明書は自動的に失効します。住所変更届や婚姻届の提出に併せて、マイナンバーカードの記載変更及び署名用電子証明書発行の手続きが必要です。

## 利用者証明用電子証明書（数字4ケタ）

インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。  
「ログイン等した者があなたであること」を証明することができます。

### 【使用例】

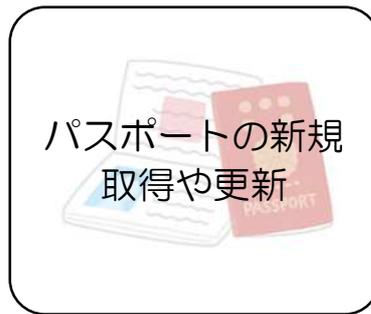
- マイナポータルへのログイン
- コンビニ交付サービスの利用
- マイナ保険証



## マイナポータル

「マイナポータル」は、マイナンバーカードを使ってログインすると、引越  
しやパスポートなどの手続きができます。また、医療費や年金などのご自身  
に関する情報を確認できます。

### マイナポータルでできること



その他の利用できるサービスや使い方等は下記  
QRコードからご確認ください。



▶ デジタル庁 マイナポータルサイト



## 6 アプリケーション及び暗証番号について



マイナンバーカードには、電子証明書の外に以下のアプリケーションが搭載されており、アプリケーションにも暗証番号の設定が必要です。

### 住民基本台帳 AP（数字4ケタ）

市町村の窓口で、転入届を提出する際やマイナンバーカードの住所、氏名変更の際に使用します。

### 券面事項入力補助 AP（数字4ケタ）

マイナンバー、氏名、性別、生年月日、住所を自動入力する際に使用します。

★各種暗証番号は以下の回数を誤って入力した場合、ロックがかかり使用できません。ロックがかかった場合は、本人が市区町村の窓口に来庁して、ロック解除（暗証番号初期化）のお手続きが必要です。

署名用電子証明書暗証番号  
（英数字混在6～16ケタ）

5回

利用者証明用電子証明書  
暗証番号（数字4ケタ）

3回

住民基本台帳用暗証番号  
（数字4ケタ）

3回

券面事項入力補助用暗証番号  
（数字4ケタ）

3回



署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書のどちらかがロックされた場合、スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して初期化することができます。詳細は左記 QR コードからご確認ください。

- ▶ 地方公共団体システム情報機構  
公的個人認証サービスポータルサイト



## 暗証番号を忘れた又は変更したい場合

暗証番号を忘れた場合、本人がお住まいの市区町村窓口でマイナンバーカードを持参のうえお越しください。

また、暗証番号を変更したい場合は以下の暗証番号に限りマイナポータルから変更できます。

- ・署名用電子証明書暗証番号（英数字混在6～16ケタ）
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4ケタ）
- ・券面事項入力補助用暗証番号（数字4ケタ）

操作方法等の詳細は下記 QR コードからご確認ください。



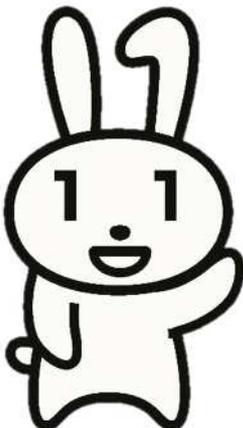
### 【パソコンを使用する場合】

- ▶ マイナポータルサイト



### 【スマートフォンを使用する場合】

- ▶ マイナポータルサイト



### 暗証番号の保管

数字4ケタの暗証番号は全て同一の暗証番号で設定  
できます。マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。市区町村の窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。



## 7 マイナンバーカードを紛失したとき

マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には 365 日 24 時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの一時停止を行って下さい。

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120 - 95 - 0178（通話料無料）  
・音声ガイダンス2番をお選びください。

一時停止の手続きに加えて、以下の手続きも必要です。

### 外出先で紛失した場合

山形警察署 023 - 627 - 0110（代表）  
最寄りの警察署や交番に遺失届（落とし物をした届出）をしてください。その際に遺失届の受理番号を控えてください。  
※ご自宅で紛失された場合は不要です。

### 焼失した場合

罹災証明書を発行してください。  
※罹災証明書をお持ちの場合、再発行手数料が無料になります。

### 一時停止したマイナンバーカードが見つかった場合

一時停止したマイナンバーカードが見つかった場合は、本人がお住まいの市区町村窓口にマイナンバーカードを持参のうえお越しください。その際、暗証番号の入力が必要になります。

## 8 再発行手続き



以下に該当する場合は、お住いの市区町村窓口でマイナンバーカードの再発行の手続きができます。

紛失等に伴う再発行手数料は原則有料です。

- 自宅または外出先で紛失した
- 火災によりマイナンバーカードを焼失した
- ICチップが反応しない又はカードが著しく破損している
- 顔写真を変更したい
- 表面の記載欄が満欄になった
- その他再発行を希望するとき

### ★再発行手数料 1,000円

(マイナンバーカード本体800円+電子証明書200円)

※紛失、焼失、若しくは損傷した場合又は当該マイナンバーカードの機能が損なわれた場合の再交付であって、市区町村若しくは国のカード発行機関（J-Lis）に誤りがあった場合又は天災その他本人の責めによらない場合には無料です。

※記載欄満欄の場合の手数料は無料です。

※ICチップが読み取らない場合で、P11に記載のある注意事項に該当した際は有料になります。

窓口での再発行手続きについては下記QRコードをご確認ください。



▶ 山形市HP  
「マイナンバーカードの紛失等について」



## 9 マイナンバーカードの取扱い上の注意事項



高温や物理的な力が原因でカードが変形、又は内蔵されている電子部品が故障する場合があります。

- 自動車の中や暖房器具の近くなど高温化での保管や放置
- 洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかける
- カードを落とす、読み取り装置に押し付けて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加える
- IC チップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、カバンや手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃を加える
- カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてIC チップ部分に局所的な荷重をかける

薬品や液体等が原因でカードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれる場合があります。

- 化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
- 水に濡れた状態で使用しないこと
- 塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと

強い磁気が原因でカード裏面の磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。

- テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレス等、強い磁気を発するものに近づけないこと



マイナンバーカードには以下の機能があります。  
詳細は各 QR コードよりご確認ください。

## コンビニでの証明書等取得

住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。



▶ 山形市 HP  
「コンビニ交付」



▶ 地方公共団体システム  
情報機構 コンビニ交付

## マイナ保険証

これまで健康保険証で行っていた医療機関・薬局での受付（医療保険の資格確認）を、マイナンバーカードで便利に行うことができます。



▶ 厚生労働省  
健康保険証利用（マイ  
ナ保険証）について



▶ マイナポータル  
マイナンバーカードの  
健康保険証利用



## 免許証の一体化

マイナンバーカードのICチップに運転免許証情報を記録することで、マイナンバーカードを運転免許証として利用できます。



▶ デジタル庁  
マイナンバーカードの  
運転免許証利用



▶ 山形県警察  
マイナンバーカードと  
運転免許証の一体化

## 1 1 お問い合わせ

山形市役所 市民生活部市民課マイナンバーカード交付推進係  
023 - 641 - 1212 (内線 345)

【受付時間】 8 : 30 ~ 17 : 15 (土日祝日を除く)

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120 - 95 - 0178

【受付時間】 平日 9 : 30 ~ 20 : 00  
土日祝 9 : 30 ~ 17 : 30 (※)

### 【受付内容】

音声ガイダンスに従って、該当する音声案内番号を選択してください。

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル及びスマートフォンのマイナンバーカードに関するお問い合わせ
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ
7. マイナ免許証に関するお問い合わせ
8. 戸籍フリガナに関するお問い合わせ

※1 番については、平日・土日祝ともに 9 : 30 ~ 20 : 00

※3 番~8 番については、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) を除く



※ ナビダイヤルや外国語を希望の場合は、左記 QR コードよりご確認ください。

▶ マイナポータルサイト